

兵庫県福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

施設名 : サンライフ御立

(特別養護老人ホーム)

評価実施期間 2016年 8月 15日 ~ 2017年 2月 28日

実地(訪問)調査日 2016年 11月 14日

2017年2月8日

特定非営利活動法人

播磨地域福祉サービス第三者評価機構

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 播磨地域福祉サービス第三者評価機構

② 設・事業所情報

名称：サンライフ御立	種別：特別養護老人ホーム			
代表者氏名：笹山 周作	定員（利用人数）：	100	名	
所在地：〒 670-0072 兵庫県姫路市御立東5丁目1番1号				
TEL 079-291-6666	http://www.mcn2k.co.jp/pub/sasayuri/index.html			
【施設・事業所の概要】				
開設年月日：平成8年10月1日				
経営法人・設置主体（法人名）：社会福祉法人ささゆり会				
職員数	常勤職員：	42名	非常勤職員：	53名
	（専門職の名称）	名	（専門職の名称）	名
専門職員	介護職員	41名	介護職員	30名
	介護支援専門員	2名		
	看護師	2名	看護師	4名
	理学療法士	1名	歯科衛生士	3名
	管理栄養士	3名		
施設・設備の概要	（居室数）	62室	（設備等）	
	個室	30室	ベット浴	1
	二人部屋	16室	個浴チエアー浴	1
	四人部屋	16室	大浴場	1
			トイレ	5

③ 理念・基本方針

社会福祉法人ささゆり会の基本理念は、

- ①基本的人権の尊重（高齢者と共に和を以て貴ぶ。を基盤に、人間として共に生きる人生の意義と人権尊重を大切した生活の場とする。）
- ②健全育成・援護の実現（福祉について積極的な熱意と能力を有する職員によって、笑顔とこころのあふれたサービスをめざす。）
- ③社会的自立の助長（利用者の自立した生活維持への助長と、生活障害に応じた必要な援助で、生活の基本である‘やすらぎ’と‘生きがい’が確保できるよう環境を整える。）
- ④地域福祉への貢献（地域福祉の推進に参加を協力して、資源の提供に努め、地域に親しまれる開放された施設づくりをめざす。）です。

この基本理念は初代理事長が教育者でありましたので人財育成に特に力を入れて、設立委員会で基本理念を作りそれを実行してまいりました。私共は介護サービスにおいては、人財育成が最も大切だと考えております。そして利用者に喜んで頂く施設にするために介護の質の向上を高める努力を日々行っております。2014年6月には職員18人等で介護施設の経営はど

うあるべきかという「福祉施設経営革新」(株)大学教育出版発行)を発売致しました。2016年4月には、「GOOD CARE !!本当の介護現場」(株)大学教育出版発行)を職員29人で発売致しました。ささゆり会は、平成7年12月に兵庫県より法人設立の認可を受け平成8年10月1日に姫路市において特別養護老人ホームサンライフ御立の開設となりました。平成12年4月1日に神戸市東灘区において特別養護老人ホームサンライフ魚崎を開設、平成17年5月1日介護型ケアハウスサンライフ魚崎開設、平成20年4月1日小規模特養サンライフひろみねの開設、平成20年7月1日デイサービスサンライフ田寺の開設、平成23年11月1日デイサービスサンライフ安室の開設、平成26年4月1日特別養護老人ホームサンライフ土山の開設、平成26年4月1日リハビリデイサービスサンライフ御立西の開設となっております。

私達の法人では法律における第三者評価は勿論のことですが、独自に地域の民生委員・家族様・他施設の職員ボランティアからなる第三者評価を立ち上げ、定期的な会議の中で、苦情や事故対応や事業所アンケート等により、様々な意見を聞きサービスの向上・透明化に繋げています。

また、個人情報保護に対する基本指針を定め、取扱う個人情報についても契約締結時に個人情報の利用目的を説明し書面での快諾を頂いている。また、社員に対しても研修や会議などで個人情報に関する説明を行い、入社時には社員一人一人から(非常勤職員を含む)からも個人情報に関する誓約書を結ぶと共に就業規則にて明記している。

設備基準・運営基準・人員基準等及び介護報酬等の介護保険法・老人福祉法・労働基準法の遵守することは、利用者様を守り・職員を守ることに他なりません。そしてそのことが、信頼される・質の高いサービスを提供する施設作りの基本だと思います。その為、私達の法人では、5年前より実行しているキャリアパス制度の中に介護保険法のテストを実施することや労働基準法を学んでいくシステムを確立しています。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 入所者様にとって、オムツを使用することは自己の尊厳を犯すものであり、不快や屈辱的なものとして感じられる方が多く居られます、そのような中で出来るだけ「トイレに行きたい。」「トイレで排泄したい。」との想いや有存能力を活かしたサービスを実施しています。また、食事は入所者様にとって一番の楽しみです。自分の歯で噛んで自分で食す。刻み食やミキサー食を食べても美味しくはありません。出来るだけ、いつまでも普通の食事を食べられるよう取組みをしています。
- ・ 入浴は、食事に次いで利用者様の楽しみです。何人もの職員の視線の中で入浴はしたいとは思いません。自宅のお風呂のように入浴が出来るように取組をしています。

⑤ 三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28年 8月 15日 (契約日) ~ 平成 29年 2月 28日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	3回 (平成25年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

- 充実した教育・研修と定期的なテストと評価のもと、人材育成に力を入れています。
目標管理制度により、新任職員や職員の経験に応じて、職場で実務を通して行う職員研修（OJT）が適切に行われるとともに、管理者の指名や受講希望者の要望により職員一人ひとりに教育・研修の機会が適切に確保されています。また、全職員に対して、理念から具体的な支援に至る内容まで含んだテストを定期的の実施し、職員の意識向上と人材育成に取り組んでいます。
- QC（品質管理）活動をベースに介護サービスの質の向上が行われています。
事業開始以来、福祉サービスの質の向上に向けてQC（品質管理）サークル活動を継続的に取り組んでおり、常時、業務の改善がチームで行われています。これらの活動によって、取り組むべき課題を明確にされ、計画的な質の向上が図られています。
- 数値化した根拠に基づく介護（科学的介護）を取り入れ、食事や排せつについて出来るだけ通常の生活が保てるよう利用者の尊厳に配慮した取組が行われています。
出来るだけ通常の生活を送ることを目的に、「普通に食えること」「トイレで排泄すること」を大切に介護が行われており、人としての尊厳に配慮した取組が実施されています。また、これらの取組を数値化し、集計し分析した結果を公表することで、根拠に基づいた介護につなげています。

◇改善を求められる点

- 今後の事業運営を具体的に示した中・長期計画を策定していくことが課題です。
社会の情勢や利用者のニーズに対応するためには、中・長期的な視点に立って、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等を具体的に示した事業計画を策定していくことが重要です。その中でも特に対人サービスである福祉事業においては、次のリーダーを育てる、専門知識を延ばすといった個別育成計画を策定することで、職員の将来展望やスキルアップを図り、職員の質と働きがいを向上させるような取組が重要です。
- サービスを個別・具体的に実施するためのアセスメントを充実していくことが重要です。
施設サービス計画（ケアプラン）をベースにサービスを個別・具体的に実施されていますが、介護現場において、生活に対する具体的な意向やこれまでの環境（物的・人的）、生活習慣などを文章化し、明示するには至っていません。今後は、さらに計画が利用者個々の生活により活かされていくことを目指して、サービスを個別・具体的に実施するためのアセスメントの充実を図り、利用者個々の支援の内容について、具体的な方法を明示していくことが必要です。
- 認知症ケアや終末期のケアなど専門性に基づいた具体的な支援プログラムを明確にしていくことを望みます。
終末期のケアや認知症ケアについては、手順など標準的な支援方法を確立し、環境整備に努められていますが、介護現場において、より専門性に基づいた具体的な支援方法は明確ではありません。今後は、認知症ケアや終末期のケアについて、より具体的な支援プログラムを策定し、利用者個々の支援の内容について、明確にしていくことを望みます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。